

令和5年2月21日

各 位

株式会社 銭 高 組

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、近畿中部防衛局発注の「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」に関して、当社元従業員が名古屋地方裁判所から刑法違反（公契約関係競売等妨害）並びに官製談合防止法違反により、令和4年11月7日に有罪判決を受け、刑が確定したことに伴い、本日、国土交通省近畿地方整備局から、下記のとおり建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、法令順守と再発防止を徹底して信頼回復に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

2. 期 間

令和5年 3月 8日から令和5年 7月 5日までの120日間

以 上